

ノートルダム清心女子大学不正防止基本計画

2015年7月23日制定

2018年4月 1日改正

2022年4月 1日改定

学長裁定

1. 方針

ノートルダム清心女子大学(以下「本学」という。)は、平成19年2月15日(平成26年2月18日改正、令和3年2月1日改正)文部科学大臣決定による「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(以下「ガイドライン」という。)に基づく「ノートルダム清心女子大学における競争的資金等の取扱いに関する規則」第5条第2項により、公的研究費の適正な運営及び管理を行うため、ノートルダム清心女子大学不正防止基本計画(以下「不正防止基本計画」という。)を以下のとおり定める。

2. 運営管理体制

(1) 最高管理責任者:学長

本学における公的研究費の運営及び管理について最終責任を負う。

(2) 統括管理責任者:副学長

最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営及び管理について統括する。

(3) コンプライアンス推進責任者:研究科長、学部長

競争的資金等の運営・管理について責任と権限を有する。

(4) コンプライアンス推進副責任者:専攻主任、学科長、研究所長、センター長、総務部長 他各部署長

コンプライアンス推進責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について管理監督又は指導する。

3. 実施内容

(1) 機関内の責任体系の明確化

最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って競争的研究費等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮する。不正防止対策の基本方針や具体的な不正防止対策の策定に当たっては、重要事項を評議会に諮り、その実施状況や効果等について構成員等と議論を深める。不正防止に向けた様々な啓発活動を定期的に行い、構成員の意識の向上と浸透を図る。

統括管理責任者は、基本方針に基づき、機関全体の具体的な対策を策定・実施し、

実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、自己の管理監督又は指導する部署等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。不正防止を図るため、部署等内の競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。自己の管理監督又は指導する部署等において、定期的に啓発活動を実施する。自己の管理監督又は指導する部署等において、構成員が、適切に競争的研究費等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

コンプライアンス副責任者は、日常的に目が届くよう実効的な管理監督を行う。

(2) 関係諸規程等の見直し

公的研究費を取り扱う本学のルールが、ガイドラインを始めとする文部科学省、配分機関等のルールに齟齬がないか、また、研究現場との実態が乖離していないか常時確認し、現行規程等の見直しを行うとともに、必要に応じた新たな規程等の制定を行う。

(3) 教職員へのルールの周知徹底

研究者及び事務職員に対し、コンプライアンス教育を始めとして研修会、説明会等を積極的に実施し、公的研究費に関するルールの周知徹底と意識向上を図る。

(4) モニタリング、コンプライアンス教育受講管理及び理解度調査の実施

研究者及び事務職員に対し、経費の運営・管理執行モニタリングやコンプライアンス教育受講管理及び理解度調査を実施し、実態を把握する。

(5) 適正な執行管理活動

物品に関しては、全品検収を原則とする他、各研究科・学部等の協力を得て、経費の適正かつ効率的な執行状況を把握するとともに、公的研究費の適正な執行管理活動を行う。

(6) 学内マニュアルの作成

研究者及び事務職員に対し、学内諸規程・ルールの周知徹底を図るため「学内マニュアル」を作成し、経費執行の統一化、可視化を図る。「学内マニュアル」は、実態との乖離を常時確認し、必要な見直しを行う。

(7) 情報公開

公的研究費の適正な執行管理に係る関連規程、方針等をホームページ等により学内外に公表し、周知を図る。

4. 不正防止計画の推進

不正防止計画を全学的に推進する組織は、「ノートルダム清心女子大学における競争的資金等の取扱いに関する規則」第5条第1項により、研究倫理委員会が担う。各部署における実施責任者であるコンプライアンス推進責任者及びコンプライアンス推進副責任者と連携し、全学的業務を掌握し、必要に応じて見直すことにより、これらを常時適切なものに保つこととする。

また、研究倫理委員会は、PDCAサイクルによる本学の現状把握に加え、他研究機関等の事例研究を実施し、不正の三要素（動機、正当化、機会）について分析を行い、不正の発生要因について把握し、防止するよう努めるものとする。